

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年12月6日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和4年9月9日（金）午後2時50分頃、周南市大内町において、都市整備部公園花とみどり課会計年度任用職員が運転する公用車が、交差点で停車中、前方の公用車が後退したため、接触を避けようと後退したところ、後方に停車中の車両に衝突し、相手方車両が損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥167,563-

2 専決処分の年月日

令和4年11月29日